**○文言修正のポイント（国基準型サービス）**

　介護予防・日常生活支援総合事業における国基準型サービス（訪問・通所）については，各事業所において，現行の介護・介護予防サービスと一体的に実施することとなります。現行の運営規程・重要事項説明書・契約書の書式の文言を修正するにあたってのポイントは下記のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 現在の文言 | 修　正　例 | ポイント |
| 事業名に  ついて | ・・・○○（事業所名）が行う訪問介護，介護予防訪問介護の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め・・・ | ・・・○○（事業所名）が行う訪問介護，介護予防訪問介護，第１号訪問事業（国基準訪問型サービス）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め・・・ | 正確には『介護予防・日常生活支援総合事業における第１号訪問事業（国基準訪問型サービス）』ですが，左記のように記載して差し支えありません。 |
| 利用者に  ついて | ・・・要介護者および要支援者に対し，適切なサービスを提供する・・・ | ・・・要介護者，要支援者および事業対象者に対し，適切なサービスを提供する・・・  または  ・・・要介護者および要支援者等に対し，適切なサービスを提供する・・・ | サービス提供の対象者として，『事業対象者』が加わることとなります。なお，被保険者証においても基本チェックリスト該当者は『事業対象者』と記載されます。 |
| 個別サービス  計画について | ・・・訪問介護計画または介護予防訪問介護計画の作成・変更を行い，・・・ | ・・・訪問介護計画，介護予防訪問介護計画または第１号訪問事業計画の作成・変更を行い，・・・ | 国基準訪問型サービスにおける個別サービス計画書の名称は左記のとおりです。 |

※国基準通所型サービスについても，考え方は上記と同様です。